

IV 重大事態への対処

～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

1 被害の子供の保護・ケア

(1) 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

学校は、被害の子供の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の子供の情報共有を必ず朝、夕2回実施。

また、被害の子供が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握。

(3) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害の子供の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の子供とその家庭を支援。

(2) スクールカウンセラーによるケア

学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施。

また、被害の子供の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用。

(4) 適応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害の子供を適応指導教室に通級させるほか、被害の子供の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施。

2 加害の子供への働きかけ

(1) 別室での学習の実施

学校は、被害の子供が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の子供について、被害の子供が使用する教室以外の場所での学習を実施。

(3) 懲戒や出席停止

学校は、加害の子供への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（教育委員会の立会いの下での、加害の子供及びその保護者に対する校長による嚴重注意等）を実施。

また、所管教育委員会は、懲戒を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止を実施。

(2) 警察への相談・通報

学校は、被害の子供に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の子供を守るとともに周囲の子供に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察に相談・通報。

警察への通報等の学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を構築。

(4) 加害の子供とその保護者に対するケア

学校は、加害行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の子供をケア。

また、重大事態に至るケースにおいては、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して保護者をケア。

3 所管教育委員会・関係機関との連携

(1) 所管教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について所管教育委員会に速やかに報告し、所管教育委員会と一体となって対応。

所管教育委員会は、いじめについての様々な問題について校長を補佐するため、指導主事を集中的に派遣。

都教委は、学校の要請に基づき、臨床心理士等を派遣。

(2) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして被害の子供や加害の子供の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報。

また、子供に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談。

(3) 都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

学校は、個人情報の取扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム*」を積極的に活用。

*弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される、学校だけでは解決困難ないじめの早期解決を図る組織。平成24年12月に設置。

4 保護者・地域との連携

(1) いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があるので、所管教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明。

(2) PTAの活用 [再掲]

PTAの役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はPTA役員等に情報提供するなど、積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼。

(3) 民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく子供たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での子供の見守り、巡回を依頼。

5 いじめ防止対策推進法に基づく対応

(1) 法第28条に基づく調査

所管教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、「重大事態調査委員会(仮称)」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施。

法第14条第3項に基づき都教委に設置される附属機関は、区市町村教育委員会が設置する「重大事態調査委員会(仮称)」による調査が円滑に行われるよう、必要に応じて支援。

(2) 法第30条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、法第30条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や所管教育委員会の行った調査について再調査を実施。

再調査に当たっては、学校や所管教育委員会は全面的に協力。